

2024 年度働き方改革推進事業のご案内

～働き方改革に取り組む企業を支援します～

千葉県経営者協会では、働き方改革関連法の円滑な施行に向けて、特に中小企業・小規模事業者における働き方改革の実施を支援する取り組みを行っております。

本年度は、働き方改革に関する各種セミナーの開催のほか、働き方改革全般に関するご相談をお受けする相談会を実施いたします。

当協会ホームページにて順次お申し込みを受け付けてまいりますので、ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。

また開催日が過ぎましたセミナーに関しましても、ご興味のある内容がございましたら下記問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

内 容	講 師	日 時 場 所
第 3 回労務法制委員会 「問題社員への対応と法的留意点」	弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 荒川 俊也 氏	7 月 30 日 (火) 14:00～16:30 千葉県経営者会館
千葉経協労働法フォーラム ①労働時間管理の法的リスクと対策 ②ハラスメント対策及び その対応に関する留意点 ③近時の重要労働裁判例解説と実務ポイント	弁護士法人リーガルプラス 弁護士法人リバーシティ法律事務所 けやき総合法律事務所	10 月 31 日 (木) 9:30～17:00 TKP ガーデンシティ千葉
第 5 回労務法制委員会 「労働時間管理の実務と法的留意点」	弁護士法人リーガルプラス 成田法律事務所 弁護士 宮崎 寛之 氏	1 月 22 日 (水) 15:00～17:00 千葉県経営者会館

問合せ先 一般社団法人千葉県経営者協会 長江
TEL 043-246-1158 E-Mail nagaet@chibakeikyo.jp

第3回労務法制委員会

委員長 江口 孝 氏

(京葉瓦斯㈱ 取締役社長 社長執行役員)

7月30日(火)、第3回労務法制委員会が33会員42名の参加のもと開催された。今回は、弁護士法人リバーシティ法律事務所の荒川弁護士を講師に招き「問題社員への対応と法的留意点」をテーマに講義が行われた。



講義は始めに問題社員対応は解雇を避け円満な解決を目指すことが基本的なスタンスであることが説かれ①能力不足社員への対応、②協調性欠如社員への対応、③勤務態度不良社員への対応、④メンタルヘルス不調に起因する問題行動への対応、⑤私生活上

ルス不調に起因する問題行動への対応、⑤私生活上の問題行動への対応、⑥ハラスメント行為等トラブルメーカーへの対応の各カテゴリーに分け、これまでの判例による対応方と注意点、ポイントについて講師より詳しく解説が行われた。



講義は最後に講師から、これまで説明したいわゆる問題と言われる社員がいる場合は、他社員のモチベーションや作業効率の低下に繋がる恐れがあることに加え、指導方法等の対応を誤ると労働紛争にも発展しかねる事態となる。本講義で紹介した留意すべき対応が各企業で発生した場合の一助としてほしい旨が説かれ、委員会は終了した。

千葉経協労働法フォーラム

～働き方改革推進に係る連携協定事業～

共催：(公財) 千葉県労働基準協会連合会
千葉県社会保険労務士会
(一社) 千葉県経営者協会
後援：千葉県労働委員会
千葉県労働局

10月31日(木)、千葉県労働基準協会連合会、千葉県社会保険労務士会、千葉県経営者協会の働き方改革に係る連携協定事業として千葉経協労働法フォーラムがTKPガーデンシティ千葉にて開催され、各団体から延べ195名が参加した。



【当日会場の様子】

○第1テーマ

「労働時間管理の法的リスクと対策」

講師：弁護士法人リーガルプラス市川法律事務所
小林 貴行 氏

講義は冒頭に労働時間管理の重要性について説明があった後、管理が不十分だった場合の法的リスクとして①過労による労災が発生するリスク(民事・刑事・行政といった法的リスク)②時間外割増賃金の請求(=残業代請求)を受けるリスク③労働基準法等に違反しているなどと行政指導・調査・行政処分・刑事処分等の処分を受けるリスクについて、それぞれの対応と判例について詳細な解説があった。労働時間の管理については企業に対し現在でも強く求められており、働き方改革の観点などから労働時間に関する法規制は刻々と強化されている一方、しっかりと対策を講じていれば、実際にトラブルや問題を回避しやすいので、まずは弁護士と相談しながら確かな対応策を考えることから始める必要があるとの説明があった。

○第2テーマ

「ハラスメント対策及びその対応に関する留意点」

講師：弁護士法人リバーシティ法律事務所

南部 朋子 氏、荒川 俊也 氏
和田 はる子 氏

講義は冒頭に、「ハラスメント」とは色々な場面での「嫌がらせ、いじめ」であり、それは他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり尊厳を傷つけたり不利益を与えたり脅威を与える言動であるとの説明があった。そして、なぜハラスメントが問題なのか、その影響についても説明が行われた。その後①セクシャルハラスメント②パワーハラスメント③マタニティハラスメント・パタニティハラスメント・ケアハラスメントについて具体的な判例を交えて解説があり、最後に事業主に求められるハラスメントの予防と対応について法律や指針に基づいたポイントの説明が行われた。



【3 法律事務所の講師】

○第3テーマ

「近時の重要労働裁判例解説と実務ポイント」

講師：けやき総合法律事務所

徳吉 完 氏、柿田 徳宏 氏、鳩貝 滋 氏

講義は最近の判例として①国・人事院(経産省職員)事件(トランスジェンダーに関する判例)②名古屋自動車学校事件(同一労働・同一賃金に関する判例)③協同組合グローブ事件(事業場外労働みなし制度に関する判例)④滋賀県社会福祉協議会事件(配置転換に関する判例)について、その概要から原告・被告の主張、裁判所の判断、事件のポイントまで内容について詳細に説明があった。また、それぞれについて判例内容の説明だけでは理解し難いことから、同法律事務所の弁護士3名による実務対応を交えた解説がなされた。

○働き方改革無料相談会の開催

当日会場には千葉県社会保険労務士会による「働き方改革無料相談会」ブースが設けられ、出席者からの相談に対し相談員が丁寧に対応していた。